

# 著作権法2条第1項第9号の7イに規定する文化庁長官が定める期間 (文化庁告示) (案) の概要

## 1. 改正法の内容

著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号。以下「改正法」という。）では、視聴者の利便性の向上やコンテンツ産業の振興等の観点から、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化のために、①権利制限規定の拡充、②許諾推定規定の創設、③レコード・レコード実演の利用円滑化、④映像実演の利用円滑化、⑤裁定制度の改善という五つの対策を講ずることとした。

改正法では、権利処理円滑化の対象となる同時配信、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信について「放送同時配信等」と定義し、様々な要件を規定している。その中で、配信の期間については、原則、放送から1週間以内としているが、同じ放送番組について放送の間隔が1週間を超える場合には、1月以内でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内とし、実態に応じて柔軟に対応することができるよう、その期間の詳細が告示に委任されている。

## 2. 文化庁告示の内容について

この度、文化庁長官が定める期間を以下の通り定めることとする。

- ① 同じ放送番組の放送、有線放送番組の有線放送の間隔（以下単に「間隔」という）が1週間を超え2週間以内の場合 2週間
- ② 間隔が2週間を超え3週間以内の場合 3週間
- ③ 間隔が3週間を超え4週間以内の場合 4週間
- ④ 間隔が4週間を超える場合 1月

## 3. 施行期日

令和4年1月1日

(参照条文) 著作権法 (抄)

※著作権法の一部を改正する法律 (令和3年法律第52号) による改正後

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九の六 (略)

九の七 放送同時配信等 放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信 (当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。以下この号において同じ。) のうち、次のイからハまでに掲げる要件を備えるもの (著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者 (以下「著作権者等」という。) の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの及び特定入力型自動公衆送信を除く。) をいう。

イ 放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内 (当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものであつてその間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内) に行われるもの (当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く。) であること。

ロ・ハ (略)

九の八～二十五 (略)

2～9 (略)